

手書き・紙レセプト請求に戻る場合の届出 オンライン・電子媒体請求の免除・猶予届

昨年11月25日に交付された改正省令によって、電子媒体での請求が原則になった。各医療機関での取り扱いは下図のようになる。そのうち、手書きレセプトまたはレセコンで作成し紙レセプトで提出する医療機関は、届出により免除または猶予措置が受けられる。また、諸事情からオンライン請求や電子媒体での請求が困難になり、手書きに戻る場合も、届け出すれば認められる。それぞれ所定の様式で、支払基金大阪支部および大阪府国保連合会の両方に届け出る。郵送でもよい。届出書類は支払基金や国保連合会の窓口のほか、下記のホームページからもダウンロードできる。

支払基金本部 (<http://www.ssk.or.jp/seikyushourei/index.html>), 大阪府国保連合会 (http://www.osakakokuhoren.jp/in_iryu/index.htm)

歯科診療所でのレセプト請求の取り扱い

			2010.12.31まで ※1	2011.5.10請求以降
レセコンなし (手書き)	65歳未満の常勤保険医が従事(2011年4月1日時点)		免除届出書	様式第1号 ⇒紙レセ可
	全ての常勤保険医が65歳以上(2011年4月1日時点)			様式第2号
レセコンあり (紙レセで 請求中)	65歳未満	2009.11.25以前に取得 購入後5年または保守管理契約中 リース中(再リース含む)	猶予届出書	様式第3号 ※2 ⇒紙レセ可(最長2015.3.31まで)
		2009.11.26以後に取得 購入またはリース		免除・猶予の届出不可 ⇒レセコンを使用する限り、電子媒体または オンライン請求
レセコンあり(電子媒体またはオンライン請求中)			手書き紙レセの開始届 は可(様式第5号)	⇒様式第5号で届け出すれば、いつでも手書 き紙レセに戻れる(全医療機関が対象)。

※1 支払基金、国保連合会ともに12月29日から休業のため、12月31日の消印をもって有効とする。

※2 届出後、リース契約または保守管理契約を延長した場合は、その都度届出が必要。

1. 手書き(レセコン未使用)の医療機関(様式第1号)

2010年12月31日までに支払基金本部と大阪府国保連合会(以下、基金本部と国保連)に届出すれば、引き続き手書きレセプトでの請求が可能。

また、レセコン以外の手段で作成された、ワード形式のレセプトの場合もこの区分になる。ただし、上記と同じ条件であっても全常勤保険医が65歳以上の場合は、様式第2号による。

2. 常勤保険医のすべてが65歳以上の医療機関(様式第2号)

2011年4月1日現在で全常勤保険医が65歳以上(1946年4月2日以前生まれ)の場合で、①手書きの医療機関②レセコンを使用し紙媒体でレセプトを提出している医療機関——は、2010年12月31日までに基金本部と国保連に届出すれば、引き続き紙媒体での請求が可能になる。

ただし、2011年4月1日以降に65歳未満の常勤医を新たに雇用すれば、免除基準から外れる。

3. レセコンを使用し紙レセプトで請求している医療機関(様式第3号)

65歳未満の常勤保険医が従事している医療機関で、レセコンを使用し紙媒体でレセプトを提出している場合は、下記の要件を満たせば、最長2015年3月31日まで紙媒体での請求が認められる。

2010年12月31日までに基金本部と国保連に届出する。

①レセコン購入: 2009年11月25日以前に購入したレセコンで、減価償却期間である5年間。また、減価償却期間後に保守管理契約(2009年11月26日以降の延長を含む)した場合は、その期日または2015年3月31日のいずれか早い日。

②リース契約: 2009年11月25日以前にレセコンをリース契約(2009年11月26日以降の延長を含む)している場合は、審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができる。再リースによってリース契約を延長した場合は、届出が必要となる。

4. 手書きの紙レセプト請求に戻りたいとき(様式第5号)

「請求省令第七条第一項による書面による請求の開始届出書」(様式第5号)を提出すればいつでも手書きに戻れる。ただし、レセコン紙出し請求には戻れない。この届出には提出期限がない。実態としてレセコン使用ができなくなり、手書きで請求を始める時点で届け出ればよい。詳しくは、下記のQ&Aをご参照いただきたい。このQ&Aは、支払基金大阪支部および大阪府国保連合会からの回答をもとに作成した。回答内容は同じであったため、支払基金本部の了解を得た文書回答の抜粋を掲載する。

レセプト電子請求猶予・免除届に係るご質問

(支払基金大阪支部、大阪府国保連合会への照会から)

【設問1 レセコン使用“書き屋さん”との契約解除】

Q: 2011年4月1日現在で65歳未満の歯科医(開設者)が、手書きカルテをもとに、業務提携先の事業所職員にレセコンを院内に持参させて紙レセプトを作成していたが、経営上の事情等から業務委託の継続が困難となり、2010年11月30日をもって契約を解除した場合、以後、手書きレセプトでの請求は認められるか。認められる場合、いつまでに、何号様式で申請すればよいか。

A: 設問の場合は、「様式第5号」の届出により「手書きレセプト」請求が可能となります。また、その提出時期は、2011年4月診療分の請求までの期間となりますが、できれば12月の手書きレセプト提出時に併せて提出願います。

【設問2 レセコン廃棄で購入困難】

Q: 2011年4月1日現在で65歳未満の歯科医(開設者)が、手書きカルテをもとに、レセプト提出のためにレセコンを使用していたが、経営上の理由等からメンテナンスが困難となり、2010年11月30日をもって廃棄することになった場合、以後、手書きレセプトでの請求は認められるか。認められる場合、いつまでに、何号様式で申請すればよいか。

A: 設問1と同様、「様式第5号」の届出で「手書きレセプト請求」が可能となります。また、その提出時期も設問1と同様となります。

【設問3 レセコン廃棄で新規購入困難①】

Q: 2011年4月1日現在、65歳未満の歯科医(開設者)で、電子請求猶予(3号様式)の届出済みであったが、経営上の理由等からメンテナンスが困難となり、2011年4月30日をもってレセコンを廃棄することになった場合、5号様式で届出することによって、手書きレセプトでの請求に戻れるか。

A: 設問3の場合も、「様式第5号」の届出で「手書きレセプト請求」が可能となります。また、その提出時期は、5月の手書きレセプト提出時に併せて提出願います。

【設問4 レセコン廃棄で新規購入困難②】

Q: 2011年4月1日現在、65歳未満の歯科医(開設者)で、電子請求を始めたが、経営上の理由等からメンテナンスが困難となり、2011年4月1日以後にレセコンを廃棄することになった場合、5号様式で届出することによって、手書きレセプトでの請求に戻れるか。

A: 設問3と同様であり、提出時期は、手書きレセプト提出時に併せて提出願います。